

# 前橋市社会福祉審議会 組織図

## ◆社会福祉審議会とは

社会福祉審議会は、中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項及び12条第1項、子ども・子育て支援法第77条第1項並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律第25条の規定に基づく設置する者で、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関

## ◆任期

3年(臨時委員は3年以内)

※臨時委員に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは解職

## ◆定員

委員50人以内(臨時委員は含めない)

市長の諮問

## 前橋市社会福祉審議会

社会福祉法第7～9条

[委員及び臨時委員]←市長が任命

・中核市の議会の議員

・社会福祉事業に従事する者

・学識経験のある者

社会福祉法第10条

[委員長]←委員の互選

・委員の互選。会務を総理する。

社会福祉法(抜粋)

第7条:社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、中核市に「地方社会福祉審議会」を置くものとする。

第8条:地方社会福祉審議会の委員は、中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、中核市の長が任命する。

第9条:特別の事項を調査審議するために必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、中核市の長が任命する。

第11条:地方社会福祉審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

第12条:中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

### 民生委員審査専門分科会 【法定必置】

(主な審議事項)

- 民生委員児童委員候補者の推薦にかかる審査に関する事項

### 障害者福祉専門分科会 【法定必置】

(主な審議事項)

- 身体障害者の福祉その他障害者の福祉に関する事項
- 「障害者計画」「障害福祉計画」に関する事項

### 高齢者福祉専門分科会 【任意設置】

(主な審議事項)

- 高齢者福祉に関する事項
- 「まえばしスマイルプラン」に関する事項
- 老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの事業制限又は停止に関する事項
- 養護老人ホーム、特養の廃止又は設置許可取消に関する事項

### 児童福祉専門分科会 【任意設置】

(主な審議事項)

- 児童福祉に関する事項
- 「子ども・子育て支援事業計画」に関する事項
- 子ども・子育て支援法第77条第1項に関する事項
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25

### 地域福祉専門分科会 【任意設置】

(主な審議事項)

- 地域福祉に関する事項
- 「地域福祉計画」に関する事項

民生委員法(抜粋)

第5条:民生委員推薦会が推薦した者について、地方社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとする。

第11条②:解嘱

→地方社会福祉審議会の同意を得なければならない。

### 審査部会(社福法施行令第3条) 【法定必置】

(主な審議事項)

- 身体障害者の障害程度の審査
- 身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項
- [臨時委員のみで組織]
- ・身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

身体障害者福祉法(抜粋)

第15条②:身障者手帳交付申請のための診断書を発行する医師の指定に当たっては、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

令3条③:医師の指定取消

→地方社会福祉審議会意見を聴く。

令5条①:手帳の交付申請において、障害が

法別表に該当しない

→地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

老人福祉法(抜粋)

第18条2③:老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの事業制限又は停止

→あらかじめ地方社会福祉審議会意見を聴かなければならない。

第19条②:養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業廃止又は設置許可の取消

→あらかじめ地方社会福祉審議会意見を聴かなければならない。

児童福祉法(抜粋)

第34条の15:家庭的保育事業等の認可

→あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合は、意見を聴かなければならない。

子ども・子育て支援法(抜粋)

第77条:特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画策定・変更

→審議会の意見を聴かなければならない。

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施事業を調査審議すること。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)

第25条:幼保連携型認定こども園の設置・廃止・事業の停止・施設の閉鎖・認可取消

→審議会の意見を聴かなければならない。